

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和7年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	「西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金(物価高騰対応重点支援分)支給事務実施要綱(令和5年西条市(要)告示第100号)」に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付として定められた西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)支給対象者の抽出に関する事務 (2)受給資格の確認に関する事務 (3)受取口座の確認に関する事務
③システムの名称	1 臨時給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 情報連携システム 4 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
西条市住民税非課税世帯臨時特別給付金支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の第101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2別表第2における情報照会の根拠第121の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令情報照会の根拠第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所福祉部生活福祉課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の照会の際は、住所・氏名・生年月日の3情報による照会を行うことを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者には定期的に、特定個人情報取り扱いに関する研修を実施している。また、システム使用権限についても必要最低限の付与をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月2日	評価実施機関名	西条市長	愛媛県西条市長	事後	
令和6年5月2日	I.5.①部署	福祉部社会福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和6年5月2日	I.5.②所属長の役職名	社会福祉課長	生活福祉課長	事後	
令和6年5月2日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒793-8601 西条市明屋敷164 西条市役所 福祉部 社会福祉課 電話番号 0897-52-1288	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課	事後	
令和6年5月2日	I.8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒793-8601 西条市明屋敷164 西条市役所 福祉部 社会福祉課 電話番号 0897-52-1288	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所福祉部生活福祉課	事後	
令和6年5月2日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月2日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月17日	IV.8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年6月17日	IV.8.判断の根拠		個人情報の照会の際は、住所・氏名・生年月日の3情報による照会を行うことを徹底している。	事後	
令和7年6月17日	IV.11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月17日	IV.11.当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年6月17日	IV.11.判断の根拠		事務取扱者には定期的に、特定個人情報取り扱いに関する研修を実施している。また、システム使用権限についても必要最低限の付与をしている。	事後	